

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名称 高知市文化プラザ
 指定予定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

2 募集方法 指名による

3 申請団体名 高知市文化プラザ共同企業体

4 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 令和3年10月12日（火） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 令和3年10月21日（木） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 1,066点（1400点満点）

主な評価内容

指定予定期間の令和4年度は、長寿命化改修工事に伴い、全館休館を予定しており、通常運営とは異なる1年間である。

この期間の業務内容は、休館期間中の案内や再開後の利用に向けた予約や打合せ、工事外の施設管理等を継続して行うとともに、工事実施に当たり必要となる様々な備品等の移動や適切な維持管理、多種多様で専門的知識を必要とする調整を本市及び工事事業者と行う必要があるが、指名団体は、対象施設の特性を踏まえた上で十分な対応ができると考える。

これまで以上に利用者の視点に立ったサービス向上を図るため、リニューアル後も見据えた、休館中だからできる様々な取組みが期待される。

【高知市指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	高知市文化プラザ共同企業体
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	140	104
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	280	206
指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設維持管理 6 利用者等の安全確保	350	259
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支・経費	280	213
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	70	53
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	280	231
合 計		1,400	1,066

5 審査委員会委員

(敬称省略)

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	谷脇由人
副委員長	高知市財務部副部長	澤村素志
委員	高知市市民協働部副部長	中岡広昭
	高知商工会議所女性会会長	北村和代
	四国税理士会高知支部税理士	楠本照夫
	高知市公民館連絡協議会長	細川啓佑
	高知県立高知城歴史博物館長	渡部淳